

1 . 議事日程第 4 号

(平成22年第 6 回大口町議会定例会)

平成 22 年 9 月 21 日

午前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)まで、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について並びに請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第56号 教育委員会委員の任命について(討論・採決)
- 日程第 4 議員提出議案第4号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出についてから議員提出議案第7号 国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 . 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3 . 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 欠員 ( 1 名 )

5 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久
会 計 管 理 者	星 野 健 一	行 政 課 長	江 口 利 光
学 校 教 育 課 長	近 藤 孝 文		

6 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
-------------	---------	---------------	---------

## 開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第47号から議案第55号まで、認定第1号並びに請願第1号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第2、議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について並びに請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書を一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 土田進議員。

総務建設常任委員長（土田 進君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長さんの御指名がありましたので、去る9月7日の本会議において総務建設常任委員会が付託を受けました5議案と平成21年度決算認定（所管分）について、慎重に審査をいたしました。その内容と結果を、付託議案の順に御報告申し上げます。

なお、この委員会は、9月9日午前9時30分から役場3階委員会室にて、委員全員の出席と、森町長以下、関係職員の出席を得て開催しました。

本会議において付託を受けました議案は説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第48号 平成22

年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）、議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）、いずれの議案も質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について（所管分）を、一般会計歳入から審査をしました。

地方税法第48条に基づいて、町県民税の滞納者に対して県に徴収を委託しているが、何年度から始めて、以降どういう状況なのか、差し押さえ、競売になったことはあるのかとの質問に、県への委託は平成18年から1年置きで、平成18年度、20年度、今回の22年度と3回目になります。今回、平成22年度として県の方へ徴収委託したのは26名で、そのうち3名から返還を受け、現在23名の方を県に徴収委託している。今回、26件の内訳は、町県民税744万7,350円で、昨年は市町村交流制度で県の税務課より2名が大口町に派遣され、差し押さえ11件、競売はゼロであったと答弁がありました。

資金について、今運用可能な資金は幾らあるのか。また、その資金運用について専門機関等に相談しているのかとの質問に、現在、運用可能な資金は基金が36億5,800万円ほどあり、その他歳計現金及び歳計外現金を合わせると約56億6,200万円ほどある。また、その運用については相談ではなく、毎月2回ほど証券会社が主催する研修に職員を派遣していると答弁がありました。

コミュニティーバスの運賃収入はどの項目に上がってくるのかとの質問に、運賃収入を運行契約額から差し引いたものが月々の町の負担額という形で計上されるので、運行負担金の中で運賃収入は相殺されるため歳入には上がらない。その内容については、年度当初に事業報告書を提出しているので、そちらと照合してほしいと答弁がありました。

以上で一般会計歳入の審査を終了し、次に一般会計歳出の審査を行いました。

決算をやったの反省点はあったのかとの質問に、集中改革プランを策定し、無駄を省くということもやってきた。集中改革プラン終了後は経営計画書に基づいた計画的な行政運営をする。その目標を達成できたかが次の反省であり、次年度に向けた反省等も主要施策の中で分析し、皆様に公表する手法をとっていくと答弁がありました。

巡回バスの時刻表検索システムは必要なのか、もう少し簡単に検索できないか、アクセスはどの程度あるのかとの質問に、公共交通という位置づけで運行しており、タイムリーな形で情報発信したい。技術的な部分も日進月歩で進んでおり、制度の改善というものは随時やっていく。アクセス件数は、年度集計でパソコンから3,458件、携帯電話から2,770件で、トータルで

6,228件、月平均両方合わせて519件ほどであると答弁がありました。

以前、町民活動センターを建築したいという提案が行政からあったが、その計画の進捗状況はとの質問に、活動センターは現在健康文化センターで仮オープンし、活動を始めている。建設ありきではなく、今、開いている「まかせて広場」を中心に、住民活動の展開の推移を見守って経過報告をしている現状であると答弁がありました。

広報・広聴事業775万4,876円は、情報公開・説明責任が要求される時代にしては少ないのではとの質問に、増額していただけることはありがたいが、現行システムの中で何か改善する点はないのか、どのように運用するのかしっかりと精査をして、限られた財源を有効に使うという方針で取り組んでいきたいと答弁がありました。

2市2町ごみ焼却処理負担金の実質は会議費ではないのかとの質問に、ブロック会議に対する負担金で、2市2町ごみ焼却処理の負担金で組んでおり、ブロック会議に要する経費であると答弁がありました。

有機肥料の成分分析業務委託料16万1,700円、これは毎年必要なのかとの質問に、有機肥料の成分分析は肥料法に基づき義務化されており、1年に1回実施していると答弁がありました。

砂利採取監視嘱託員報酬180万円あるが、今の砂利採取の状況はどうか。現状の土で戻すということに大口町の条例ではなっているのではないのかとの質問に、現在、大口町内において4カ所が砂利採取現場となっており、そのうち大屋敷地区については埋め戻し完了。下小口で3カ所あるが、そのうち一番北の部分については埋め戻しが完了、真ん中の部分は掘削まで完了、一番桃花台線寄りには掘削が始まったところ。また、掘削の深さについては6メートルの範囲内で掘削が行われていることを確認している。条例では、6メートル以上掘った場合に現場の土で戻すことになっており、6メートル以内の場合には検査した土で戻すことになっていると答弁がありました。

道路維持管理事業は、各行政区からの要望をもとにして執行されている事業だと思うが、住民への報告はどのようになっているのかとの質問に、大きな工事はやる前に地元の関係者に現場に集ってもらい説明している。小さな工事や緊急の要望はすぐに報告書を作成し、パソコンを使い、課の担当職員が相互チェックしながら完了まで確認できるようにしている。昨年の区長から要望のあった工事については、今回から一覧表をつくったので、工事済みのもの、ことしやれるものなどを区長に伝え、来年の要望を取りまとめる予定である。その報告については、区から地元住民へ報告していただくと答弁がありました。

河川等改修工事費は何かとの質問に、大口中学校の裏にある吹野水路を20年、21年の2回に分けて実施し、完了したと答弁がありました。

防災用品のアルファ米の保管方法を検討してはどうか。また、防災用備品倉庫内の整理がで

きていないのではないかととの質問に、アルファ米の保管方法は常温でよいと認識している。将来的に必要なになれば、役場の敷地内に単独で倉庫を設置することも考える。倉庫内は、いつ起こるかわからない災害に備えて、備品が出しやすいように整理すると答弁がありました。

景気の状態も悪く、大口町の財政力指数も1.09程度であり、処分した方が適当だというような財産の処分等についての検討はしているのかとの質問に、処分は考えていかないといけないと思っているが、なかなか調整がうまくつかないと答弁がありました。

以上で一般会計の審査を終わり、特別会計の審査に移りました。

土地取得特別会計、国際交流事業特別会計については、質疑がありませんでした。

公共下水道事業特別会計では、公共下水道事業の進捗状況、今後の予定についての質問に、今年度、上小口三丁目及び上小口の産業団地の部分を面整備する。来年度、上小口一丁目及び河北地内の測量設計を実施していく。上小口、河北については平成24年、平成25年のおおむね2カ年で整備し、26年の4月には供用開始をしていきたいと答弁がありました。

供用開始された部分の世帯数、接続率はどれぐらいか、接続に対する啓発を強烈に進めてはとの質問に、左岸の現在の接続率は、豊田が90%、秋田が86%、大屋敷が80%、左岸全体では86%、右岸の現在の接続率は、余野が68%、大屋敷が74%、中小口が40%、下小口55%で、右岸全体で62%である。啓発活動は広報に、3年以内に接続をするよう年3回程度掲載している。本年度は、緊急雇用2名が耐震の啓発にあわせて供用開始地域の方にピラ渡しを行っているとの答弁がありました。

農業集落家庭排水事業特別会計については、質疑はありませんでした。

以上で、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について（所管分）の質疑を終了し、採決の結果、賛成多数で認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託を受けました5議案、1認定の審査内容と結果の報告を終わります。  
議長（酒井久和君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、文教福祉常任委員長 酒井廣治議員。

文教福祉常任委員長（酒井廣治君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る9月7日の本会議におきまして、私ども文教福祉常任委員会に付託を受けました5議案と認定1件、請願1件につきまして慎重に審査いた

しました。その内容と結果を、議案の順に御報告申し上げます。

この委員会は、9月10日午前9時30分より役場3階の第1委員会室にて、委員全員と、説明員として森町長以下関係職員の出席を求め開催いたしました。

最初に、議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）について審査に入りました。

高齢者福祉費の中、高齢者地域見守り家事援助事業は何かとの問いに、平成22年度単年の愛知県からの委託事業、今回の補正での主な事業は大きく四つに分けました。一つ目は、単身高齢者に対する緊急時の対応について。二点目は、地域住民の皆さんに、高齢者の方を地域で支える意識づけを目的とした講演会開催の実施。三点目は、重層的な見守り体制の整備、異常ではないかと気づいたときには、町または地域包括センターに連絡をしていただく仕組みを構築。四点目は、家事援助事業委託として、単身高齢者、高齢者世帯で緊急通報装置が70世帯設置してあります。ワンコインサービスを試行的に月1回実施しています。委託事業の高齢者地域見守り推進事業を受託。モデル地域として、単身高齢者を初め高齢者を地域で見守り、支えていく体制を整備し、充実の強化を図るとの答弁でした。

次に、高齢者事業は単年度モデル事業との答弁でしたが、今後、持続的に計画を立ててやるべきではないかとの問いに、単年度事業ということになっておりますが、今回受託させていただき部分は、今回該当する70名強の対象世帯すべてにアンケート調査をさせていただき、次年度に向けて、継続かどうかわかりませんが、検討を進めてまいりますとの答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査に入りました。

後期高齢者支援金の追加につきまして、国保税そのものが増額したことに伴い、ふえていくのか、何か取り決めがあるか、追加されるのかとの問いに、社会保険診療報酬支払基金から後期高齢者支援金の概算の決定通知があり、予算に38万4,772円不足が生じ、補正を計上させていただきものです。当初、予算計上で支払基金からの情報提供をもとに、予算上1人当たりの支援金額が4万4,297円で計上いたしましたが、概算決定額4万4,379円で1人当たり82円の金額が不足し、補正予算を計上いたしましたとの答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について審査に入りました。

審査支払手数料交付金は、21年度老人保健事務費交付金が22年度に精算交付されて追加されているということですが、21年度の支払交付金、国庫負担金、県費が22年度交付になり、不足額を一般会計から繰入金で補っていたから繰出金へ返還することです。繰入金で補ったことは、この年度末に額が確定していると思います。確定しているのならば、収入未済額に計上することはできないかの問いに、実績報告を行うのは年度明けの6月です。収入未済額に計上できない。老人保健特別会計は、入りイコール出です。国から幾ら、県から幾ら、市町村が幾らというふうに振り分けられるのですが、6月に実績報告をしてその額が決定し、とりあえず一般会計から概算をお借りして翌年度に精算する形をとっていますとの答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査に入りました。

特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査に入りました。

基金管理事業積立金、介護給付費準備基金積立金の追加1,940万円がありますが、現在の積立金は幾らありますか、適正な積立金は幾らか、健全運営ができる積立金は幾らかの問いに、介護保険の基金積立額は1億1,347万5,000円です。大口町の介護保険の1ヵ月の給付費は平均5,000万円ほどが介護給付、在宅支援、介護予防の部分で、トータル5,000万円ほど出ていきます。最低5,000万円は基金として持っていたいととの答弁でした。

介護保険事業計画の準備に入るところですが、地域密着型の中、福祉空間事業というものを今期の計画の中に入れていきます。大口町の場合、高齢者の人口の伸びの推計は、ある程度正確な数字を出して、実際に要介護認定を受ける方の状況は過去のデータを参考にして推計いたします。その部分の詰めが甘かったと考えられます。次期の計画では十分に把握し、適正な見積保険料の決定に臨みますとの答弁でした。

次に、大口町の介護認定の基準が、ほかと比べるとかなり厳しいと感じられ、他の市町村と同様に予算を組んで、厳しい予算が余ってしまう部分があるのではないかと、サービスを受ける内容が少なくなっている部分があるのではないかと、何か原因をつかんでおく必要があるのではないかとという質問に、介護保険についてアンケート調査し、検証いたしまして次期計画を進める。介護認定基準につきましては標準化され、標準化のもとで適正に認定されていますとの答弁でした。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。



続いて、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について審査に入りました。

歳入は一括。歳出は款2.総務費、項3.戸籍住民基本台帳費。民生費は、項1.社会福祉費と項2.児童福祉費、項3.災害救助費の二つに区切り、款4.衛生費は、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費から目3.母子保健費まで。款10.教育費は、項1.教育総務費から項4.学校給食費までと、項5.社会教育費、項6.保健体育費の二つに区切り、分割審査をいたしました。

行方不明になっているのは年寄りだけでなく、子供も行方不明になっている報道もあり、学校に行っていない報道もあります。教育委員会の方では学齢簿を備えてそれに基づき学校に行くように通知をいたしますけれども、学校へ行くべき子供が行っていない。そこらあたりのところは何かつかんでみえますかの問いに、教育委員会としてはつかんでいないとの答弁。

健康福祉部長より、過去には1件ありましたが、双方で話し合いができ、問題は解決しました。今一番心配していることは、離婚後300日というのがございます。過去には、戸籍保険課の窓口で現状相談もありましたが、現時点ではないと思っているとの答弁でございました。

次に、款3.民生費は二つに区切り、項1.社会福祉費の審査に入りました。

成果報告書の中の高齢者福祉事業について、過去は敬老祝い金が80歳以上に支給され、この種の問題については貢献されていたと思いますが、その辺はいかがかとの問いに、今のところ現状のままの事業展開でいきたいとの答弁でした。

次に、高齢者福祉費の配食サービス、外出支援サービス事業、障害者福祉費、レスパイト事業の補正予算の中で、見守り事業というのがありました。この点についての問いに、配食サービスにつきましては、利用者25人、延べ利用回数3,634回、ほとんどの方が単身者の利用です。

外出支援サービス事業につきましては、21年度実績は申請者数416名、タクシーチケット数542冊、延べ利用回数6,560回の利用でした。付き添いの件につきましては、できればコミュニティー・ワークセンターのワンコインサービスを利用していただければありがたいと考えています。高齢者見守り事業につきましては、地域包括センターと連携を強めていきたいと思えます。報告・相談がありますので、行政として迅速に動くように努めていきます。障害者の外出支援サービスにつきましては、平成12年度にこの制度ができ、当時の障害者の日常生活の判断のもとで今の基準が設けられたと認識しております。策定より10年以上経過しています。障害者の環境も変わっています。いま一度検証した中で、見直しが必要と感じています。

レスパイト事業につきましては、社会福祉法人が実施しており、事業そのものを障害者自立支援法における障害福祉サービスの方に振りかえることにより、単独事業より、事業所にとっては実入りが見える。情報提供を行いながら、レスパイト事業をどのように展開していくかを協議、御相談に乗っていきたい。

グループホームの検討につきましては、現在、関係者の方々と将来的な建設に向けて勉強会を立ち上げ、2ヵ月から3ヵ月に1回の割合で勉強会を開催。意見がさまざまでございます。今すぐにともいかず、もう少し先の話かと思えます。

社会福祉事業の中の地域福祉計画は完全に策定されているかとの問いに、総合計画の中、各部門の担当課の方で事業計画があり、福祉部門におきましては介護保険計画、障害福祉計画があり、計画に基づき施策を展開し、地域計画を策定いたします。施策遂行に若干支障があるということで、当面は介護保険計画、障害福祉計画の遂行を第一に考え、地域福祉計画は予定していません。

地域福祉計画は、国からの指導計画と認識していますが、今年度の状況の中で、3月までの地域福祉計画が策定済みの市町村が48%にとどまっていると発表されています。地域福祉計画の中身は、高齢者問題、見守り活動等、大口町では単独で実施していると伺いましたが、国では計画を策定しなさいということではありますが、つまり、どうでもいいということではありませんかとの問いに、確かに国からは地域福祉計画策定の指導が来ていると認識しています。本町では、地域福祉計画の策定より、今現在策定しております個々の計画を着実に実行していくことで進んでいますとの答弁でございました。

続いて、民生費、項2.児童福祉費、項3.災害救助費について審査に入りました。

児童扶養手当について、たしか月額3,000円と思いますが、県の遺児手当が3年目には半額、制度も5年を経過すると全額カット、県の遺児手当カット分を町で負担できないかの問いに、国・県・町にも制度があり、国の児童扶養手当が父子家庭にも拡大し、県の遺児手当は5年経過いたしますとゼロは間違いありません。県レベルで母子手当、遺児手当の支給をしていますが、都道府県レベルでは財政の豊かな愛知県と東京都ぐらいと認識していますが、県も財政事情が厳しい中、このような措置をとったのだと認識しています。町としても、単独に児童扶養手当を値上げすることは今現在考えておりません。母子家庭、父子家庭の方が自立していただけるよう、金銭給付という形ではなく、自立支援給付金という形で将来的につながる自立に向けた仕組みがありますとの答弁でした。

また、児童扶養手当につきましては、国の施策もありますが、愛知県としては、現在付随するという形の中で動いています。施策は施策として、それにかわるものとして動いているものと判断しています。愛知県が施策を取りやめたとしても、大口町は補てんするために動くかといえば、そのような考えは持っていません。補てんするための児童扶養手当ではないと御理解をいただきたいとの答弁でした。

続いて、款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費から目3.母子保健費の審査に入りました。

子供の虐待について、非常に心を痛めてみえる方が多い。窓口としては福祉こども課が対応していただけたらと思いますが、一般の方は、保育園、児童センターなのか、今の子育て支援センターの中でだれの間からもわかるような体制、構築をしていくことが必要ではないかと思います。また、保健センターにおいても、何ヵ月健診、その他検診を実施。そこから保育園時代、幼稚園時代、小学校時代、中学校時代、高校時代は何もわからない中、トータル的に見て支援していく組織が必要ではないかとの問いに、本町においては、おかげさまで悲惨な事件はありませんが、ただ通報は年に何件かございます。本町におきましては、基本的には福祉こども課が窓口になり、その前段として児童センター、保育園、学校等もあります。組織の件では、要保護児童の実務者会議を月1回開催しています。メンバーは児童相談所職員、保健所の職員、福祉こども課、また健康生きがい課、教育委員会、保育園という形で、月1回の情報交換を行っています。また、保健センター独自で乳幼児健康診査を段階的に行って、さらには子育て相談室、たんぽぽ教室を開催し、問題のケースに応じた対応を福祉こども課と連携していますとの答弁でした。

次に、成果表の中で、がん対策の女性特有のがん検診事業について、全般的に昨年度よりも受診率がアップしているとの状況ですが、国の目標50%の受診率にはまだまだ乖離があります。まだまだ手を打つ必要があるかと思います。がん検診事業は、平成22年3月31日までクーポン券の影響で受診の意識啓発になったかと思います。これが1回で終了する不公平な部分があります。政権が交代してこの先わからないが、この事業を大口町独自で続けていけるかとの問いに、無料クーポン券にて受診率が向上していました。保健センターにおきまして、医療費軽減に向けて受診率向上に力を注いでいます。受診率向上に向けて検討し、検証していく中で、何とか継続できたらよいと考えています。いましばらく時間を下さいとの答弁でした。

続いて、款10.教育費は二つに区切り審査に入りまして、初めに項1.教育総務費から項4.学校給食費までの審査に入りました。

例えば、小学校、中学校の受水槽の清掃委託の件とか、今行っている委託事業、物品購入、工事等々のほか、随時契約を締結するような物件については、町内業者に依頼するように町全体が持っていかななくてはいけないかと思います。予算全体が厳しくなっているとき、町外業者に仕事を依頼することは本末転倒だと思います。町を挙げて点検し、町内業者に依頼する。これは教育委員会だけの話ではなく、町全体の話です。その点につきましての問いに、町内業者を指名していくことにはかなり配慮をいたしています。町内には専門的な業者が少ないこともありますが、町内で補うことができる業者があれば優先的にお願いする。規約に基づき、疑念を抱かれないような形で町内業者を優先していきますとの答弁でした。

続きまして教育費、項5.社会教育費、項6.保健体育費について審査に入りました。

成果報告書の図書館運営事業の成果及び評価について、利用制限とは何か、利用者なのか、貸出点数なのか、近隣市町村の利用者なのか、貸出平均点数について理解できないとの問いに、昨年12月から利用制限させていただき、未返却者数も減少いたしました。貸出点数と利用者数の関係は年々利用者数が増加し、貸出点数が減少、利用者数がふえたことによりますとの答弁でした。

次に、温水プール事業の評価の中で、開館から27年で老朽化は否めない。利用者の要望にこたえ切れない部分があると記述してありますが、今後の対応はとの問いに、指定管理者制度になり、今後指定管理者ウィル大口と、快適なプール管理運営の指導をしていきたいとの答弁でした。

次に、平成21年度大口町国民健康保険特別会計を歳入歳出一括して審査をいたしました。

国保税の滞納者は、呼び出しに対して保険証を交付されていますが、取りに来ない人はどう対応するかの問いに、郵便連絡、電話連絡、さらには訪問し、連絡の努力をしている。連絡のとれない方は、今月中をめどに資格証明書を発行いたしますとの答弁でした。

高額医療と介護の合算制度についての問いに、21年度の決算の中では合算高額支給はありませんでした。22年度に支払った方はありましたとの答弁でした。

その他質疑もなく、次に平成21年度大口町老人保健特別会計の歳入歳出一括審査に入りました。

後期高齢者の方の滞納はどうなりますかの問いに、国保と同様で、短期被保険者証、資格証明書の発行、給付制限がありますが、6ヵ月の基準も適用しておらず、個々の状況に応じた柔軟な対応をしているとの答弁でした。

その他質疑もなく、次に平成21年度大口町介護保険特別会計の歳入歳出一括審査に入りました。

介護保険について皆さんが介護を受ける場合、包括支援センターの案内、相談、冊子等がありますが、利用方法がわからないと思います。皆さんがわかりやすくしていただけないかとの問いに、現在、冊子は非常に皆さんに好評ですが、ただ、少し難しいことが書いてあります。次の回から、さらにわかりやすく作成したいとの答弁でした。

その他質疑もなく、次に平成21年度大口町社本育英事業特別会計の歳入歳出一括審査に入りました。

特別の質疑もなく、終了いたしました。

続いて、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の所管分について採決に入りました。

この認定第1号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

戸籍保険課長から発言を求められ、昨年度の国民健康保険証の更新できない数字は15世帯17人との報告がありました。

次に、請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の審査に入りました。

特に意見もなく、採決の結果、全員の賛成をもって採択することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案及び請願の審査報告はすべてです。

これをもちまして、文教福祉常任委員会の報告を終了いたします。

議長（酒井久和君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第47号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第48号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第49号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第50号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第51号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。  
す。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第52号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第53号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第54号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第55号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議長のお許しがありましたので、平成21年度(2009年度)決算認定に対する反対討論を行います。

2009年度の年度途中で酒井前町長が突然やめられまして、その後を、選挙の結果、森町長が引き継がれました。森町長にとっても大変な1年間であったと思いますし、頑張っただけでこられました。給食費の無料化など、よりよい町政をもりもり進めていただきたいと思います。

この年の経済状況は、麻生総理大臣が認めるように、未曾有の100年に1度の景気の悪化だったということでもあります。そうした中で財政力指数は1を切らず、これも喜べることは言えません。多くの住民や企業の努力の積み重ねの中にこうした指数があります。このことは忘れてはならないことでもあります。

2009年という年は、保健センターのまとめによれば、自殺者は4人もおられて、うち40代が3人ということになっております。ついでに子育てを見ますと、人工乳で育てる人よりも母乳で育てる人がふえたというのも、不況の影響が少なからずあるのではないのでしょうか。

2009年度は、国民健康保険税は、後期高齢者分の1,500万円が足りないということで、税率のアップ、値上げをいたしました。私は2009年2月13日、国民健康保険運営協議会で、当時の町長にも、また協議会にも要望書を提出しましたが、受け入れていただけませんでした。基金が6,700万円もあるのだから、100年に1度の危機のときだからこそ取り崩せと要求をいたしました。ところが、決算では1億円近い繰越金を計上しました。後期高齢者分が足りないということで加入者1人当たり、赤ちゃんも含めて5,000円の引き上げとの説明でした。これはまず加入者にお返しをするのが筋ではないのでしょうか。国保税は、直ちに引き下げよう求めます。

税や公営住宅家賃、介護保険料などの滞納を理由にサービスの制限を行う、そういう自治体が近年出てきております。憲法第14条では、法のもとですべての国民は平等であると書いてあるのに、こんなことでよいのでしょうか。

国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料を滞納して、サービスの制限は既に大口町でも行われているところであります。国保資格証明書の発行により、10割負担ということも行われ



ている。こんなことを行っても滞納者が減少しないことは、これまでの大口町の実績からも明らかであります。滞納によるペナルティーを直ちにやめるべきであります。むしろ、制度の信頼を勝ち取ることにこそ力を入れるべきではないでしょうか。

これは、大口町だけの責任とは言えない面もあります。国保や介護保険などの国の負担をふやすことを国にもっと要求すべきではないでしょうか。金持ち減税や国の無駄遣いをやめさせて、福祉や教育、下水道や公園、道路の段差の解消、歩道の整備、道路照明灯や防犯灯の増設などの生活基盤整備にお金を使えと私は要求します。

設楽ダムを建設するのに2,000億円も要るそうです。これは、大口町の一般会計の約30年分にも相当いたします。農業用水や工業用水を融通し合えば、飲み水の確保は十分にできます。こうした無駄を省き、新たな財源を国民の暮らしのための役立つものに使ってこそ、地元の業者も潤うのではないのでしょうか。

また、給料取りで働く人の9割が中小企業で働いておられます。中小企業が潤えば国民の所得もふえ、景気を回復させることができます。大企業中心の政治から、中小企業を大切に政治に切りかえる必要があります。あわせて、大企業がため込んだ内部留保をほんの一部分だけでも雇用のために使えば、国民の購買力が強くなり、景気がよくなります。景気がよくなれば、海外に工場が移転して雇用が失われることもなくなっていきます。今の時代はあべこべの循環が行われていますが、これが問題です。大企業にも社会的責任を果たしていただくように、大口町も町内大企業に働きかけていただきますようお願いいたします。

さて、一般質問では、田中一成議員から、巡回バスを江南厚生病院まで走らせてほしい、精神障害者の医療費を他の障害同様にすべての疾病を対象にせよ、また私は、国民健康保険税の減免規定に生活保護基準を盛り込め、また高齢者の医療費を軽減せよなどの一般質問も行いました。住民から寄せられているこうした問題についても実現できるように、今後ももっと頑張ってくださいように重ねてお願いを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） ただいまの決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成21年度一般会計決算額は、前年度に比べ、歳入総額で8億7,500万円、歳出総額で10億4,000万円の増加となりました。この主な要因は、大口北小学校の移転改築事業に伴うもので

ありますが、20年9月のリーマンショックに端を発した急激な景気後退の影響により、法人町民税が前年度と比較して約10億7,000万円の減、率にしては58.8%と大きく落ち込み、歳出においても4億円を超える還付金及び還付加算金が発生するなど、本町の財政運営にとっても厳しい状況となっている中、平成21年度事業が順調に施行されました。

財政分析指標としては、財政力指数が過去最高となった前年度を0.32ポイント下回る1.42、経常収支比率が12.7ポイント増の78.4となったものの、公債費比率が0.5ポイント減の0.1となるなど、引き続き健全な財政運営がなされたことは、町執行部の努力を評価するものでございます。

以上のように、一般会計及び特別会計ともにそれぞれの分野において適正かつ効率的に予算の執行がなされ、適切に処理されており、この決算認定に賛成するものでございます。以上です。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、認定第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、請願第1号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

議案第56号について（討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第3、議案第56号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第56号の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第56号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議員提出議案第4号から議員提出議案第7号までについて(提案説明・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第4、議員提出議案第4号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出についてから、議員提出議案第7号 国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岡孝夫議員。

4番(岡孝夫君) それでは議長の御指名に従い、議員提出議案第4号から第7号について、朗読をもって説明させていただきます。

議員提出議案第4号

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出について  
地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月21日提出

提出者	大口町議会議員	岡	孝	夫	
賛成者	大口町議会議員	吉	田	正	
賛成者	大口町議会議員	柘	植	満	
賛成者	大口町議会議員	酒	井	廣	治
賛成者	大口町議会議員	丹	羽	勉	
賛成者	大口町議会議員	齊	木	一	三

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもが依然多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。これらの解決に向け、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成23年度の政府予算編成にあたり、国段階における30人以下学級の実現と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	菅	直	人	
内閣官房長官	仙	石	由	人
文部科学大臣	高	木	義	明
財務大臣	野	田	佳	彦
総務大臣	片	山	善	博

議員提出議案第5号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月21日提出

提出者 大口町議会議員 岡 孝 夫

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正  
賛成者 大口町議会議員 柘 植 満  
賛成者 大口町議会議員 酒 井 廣 治  
賛成者 大口町議会議員 丹 羽 勉  
賛成者 大口町議会議員 齊 木 一 三

### 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人当たり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置（国基準単価）を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で63万円を超え、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にも上っている。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

このような状況下で、今年度から高校無償化の方針の下、国公立高校のみが無償化された。私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度より軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。また、国公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでいる。私学は独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な

役割を果たしてきている。教育の公平の実現に向けて、国公立高校無償化に見合う水準で生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、私立高校への就学支援金の拡充と、教育条件の維持・向上を図るための経常費助成の拡充が必要である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	菅	直	人
財務大臣	野	田	佳彦
文部科学大臣	高	木	義明
総務大臣	片	山	善博

議員提出議案第6号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月21日提出

提出者	大口町議会議員	岡	孝	夫
賛成者	大口町議会議員	吉	田	正
賛成者	大口町議会議員	柘	植	満
賛成者	大口町議会議員	酒	井	廣治
賛成者	大口町議会議員	丹	羽	勉
賛成者	大口町議会議員	齊	木	一三

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1/2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財政措置（国基準単価）を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で63万円を超え、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にも上っている。そのために、昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような状況下で、今年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減される。しかし、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙（年収約610万円未満）・乙（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重要施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。したがって、当議会は、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常

費助成についても、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 神田真秋

議員提出議案第7号

国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月21日提出

提出者	大口町議会議員	岡	孝夫
賛成者	大口町議会議員	吉田	正
賛成者	大口町議会議員	柘植	満
賛成者	大口町議会議員	酒井	廣治
賛成者	大口町議会議員	丹羽	勉
賛成者	大口町議会議員	齊木	一三

国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書

愛知県社会保障推進協議会の調査(2009年6月)によれば、国民健康保険の滞納者は23万余の世帯(加入世帯の21%)、短期保険証の交付件数は6万3千余、資格証明書の発行数は約3,900と年々増加しています。また、雇用不安や勤労所得の減少などあっても、傷病があっても診療を受けない県民も増えており、最近では短期保険証の更新も受けずにそのまま無保険者となるケースも生まれています。

国民健康保険事業年報(厚生労働省)によれば、市町村国保に対する本県補助金は、1997年度に28億円計上されていましたが、年々大きく削減され、2010年度県当初予算では1億7千万余円の計上にとどまっています。

もとより憲法第25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、……国は、全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国民の生活する権利、国の責務を謳い、地方自治法第1条は「地方公



共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と福祉の増進を地方自治体の第一の課題と定めています。

国民健康保険事業は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に定めています（国民健康保険法第1条）。県民の3分の1が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守る保障となるよう、下記の事項を要望します。

記

- 1．市町村国民健康保険に対する県補助金を増額すること。
- 2．国民健康保険への国庫支出金の大幅な増額を国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

愛知県知事 神田真秋

以上をもちまして、議員提出議案第4号から第7号の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案について、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第4号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議員提出議案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第5号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議員提出議案第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第6号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議員提出議案第7号 国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第7号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第57号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第5、議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長(森 進君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきます。

した議案の説明をさせていただきます。

議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約についてであります。

旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生涯教育部長より説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長、説明をお願いいたします。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長の指名をいただきましたので、議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約について説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る9月16日、入札執行をいたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、お願いするものであります。

契約の内容につきましては、1．契約の目的、旧大口北小学校校舎等解体工事。2．契約の方法、指名競争入札。3．契約金額、金8,137万5,000円。4．契約の相手方、丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地、丸周建設株式会社 代表取締役 近藤義則。5．工期、本契約の締結の翌日から180日間。

なお、参考資料といたしまして、指名競争入札執行調書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

議長（酒井久和君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 北小学校が北部中学校の方に移転して、その後、運動場のところを発掘というか、試掘というのか、そういうのをされたかと思えますけれども、校舎も解体されるということで、多分基礎の部分だとかそういうのも全部取っ払ってしまうのだらうと思うんです

けれども、そういった小口城址の遺構等々の調査もあわせてこの解体工事の中で行われる予定なんでしょうか。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 試掘は前回させていただいておりますので、今回、試掘ということは計画に入っておりません。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） いずれにしても、遺構らしきものがまた出てくれば出てきたで、それはそれでまたそういう対応をとられるんですよね。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 出てきたら、そのとき検討させていただきます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 解体工事ということで、業者さんが決まったということですが、北小学校校舎を解体して、その後、今、吉田議員からもあったんですが、遺跡の発掘等々あるだろうと思いますけれども、その後、更地にしてそのまま置いておかれるのか、どの程度までが工事範囲なのか、私はこの金額だけでは全然わかりませんので、説明していただけたらありがたいなと思いますが、お願いします。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 学校教育課として答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、解体工事ですので、校舎、並びにクラブハウス、それから渡り廊下を解体させていただきます。それから体育館の北側にあります樹木、それから渡り廊下周辺にあります樹木、それから五条川周辺にあります樹木につきましては高木なものは残させていただきます。

以降、整地をさせていただいて、残りについては庁舎内で検討委員会が設けられておりますので、その委員会で将来の計画等検討されると思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） こうやって金額だけ示されたものですから、今そうやって説明してもらおうとわかるのですが、周辺を今後整地されて、また一時的にフェンス等をやられるかどうかわかりませんけれども、ある程度資料的なものをもらわないと、私はこれで賛成していいのか

悪いのかわからんわけですね、判断が。ぜひ、今回こうやって出てきたわけですが、事前にいろんな説明だけしておいていただくとありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 整地後のあり方につきましては、防犯灯等も設置いたしますし、フェンスで囲いもします。その図面につきましては、議員さんの交換箱に入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（酒井久和君） その他ございませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第57号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第57号 旧大口北小学校校舎等解体工事請負契約について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第57号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

議長（酒井久和君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

文教福祉常任委員長から、会議規則第73条の規定より、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

#### 閉会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第6回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長           酒 井 久 和

大口町議会議員           岡     孝 夫

大口町議会議員           宮 田 和 美

写

平成22年9月9日

大口町議会議長 酒井久和様

総務建設常任委員会

委員長 土田 進

## 総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	結果
第47号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第48号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第49号	平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第54号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第55号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
認定 第1号	平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(所管分)	認定



# 写

平成22年9月10日

大口町議会議長 酒井久和様

文教福祉常任委員会

委員長 酒井廣治

## 文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

### 記

議案番号	件名	結果
第48号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第50号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第51号	平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第52号	平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第53号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
認定 第1号	平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(所管分)	認定
請願 第1号	30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書	採択